

高知県自立支援教育訓練給付金事業実施要領

1 趣旨

この要領は、高知県ひとり親家庭自立支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第14条の規定に基づき、要綱第4条第1号に掲げる自立支援教育訓練給付金事業について、その取扱いを定めるものとする。

2 目的

母子家庭の母は、母子家庭となる直前において職に就いていた者ばかりでなく、結婚又は出産により離職し、専業主婦等であったために、職業経験が乏しく技能も十分でない者も多く、就職に際し十分な準備がないまま生活のために職に就かなければならない状況にある。また、父子家庭においても、所得又は就業の状況等から母子家庭と同様の困難を抱える家庭がある。

そこで、個々の母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組を支援し、もって母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的として事業を実施する。

3 定義

この要領において自立支援教育訓練給付金とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第31条第1号に規定する母子家庭自立支援教育訓練給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第1号に規定する父子家庭自立支援教育訓練給付金をいう。ただし、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則（昭和39年厚生省令第32号）第6条の5に規定する教育訓練受講中に現に扶養する児童が20歳に到達する者（9（6）に規定する交付方法の特例に係る場合においては現に扶養する児童が20歳に到達した後も引き続き同内容の教育訓練を受講する者を含む。）に支給される給付金についても本要領上の自立支援教育訓練給付金を含む。

4 対象者

要綱第3条第1号の「実施要領に掲げる要件」は、次に掲げるとおりとする。なお、令和6年8月29日までに教育訓練講座の指定を受けたものに係る受給要件については、（1）の規定は、適用しない。

- （1）「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者であること。
- （2）給付を受けようとする者の就業経験、技能若しくは資格の取得状況又は労働市場の状況等から判断して、当該教育訓練を受けさせることが適職に就くために必要であると認められる者であること。
また、ひとり親家庭の自立に向けた後押しが途切れることのないよう、指定を受けた教育訓練受講中に児童が20歳に到達した場合も、講座の受講修了までは対象者に含めるものとする。
- （3）県内の町村に住所がある者であること。
- （4）事前に、法第8条の母子・父子自立支援員（以下「母子・父子自立支援員」という。）又は給付を受けようとする者の居住する町村を管轄する社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条第1項の福祉に関する事務所（以下「福祉保健所」という。）の母子福祉を担当する職員に相談があった者であること。
- （5）過去に自立支援教育訓練給付金を受給していないこと。

5 対象講座

要綱第4条第1号の規定による「知事が地域の実情に応じて対象とする講座の基準」は、次に掲げるとおりとする。

ア 教育訓練施設の基準

- (ア) 当該教育訓練を継続的に安定して遂行する能力を有すること。
- (イ) 当該教育訓練を適切に実施するための体制を有すること。
- (ウ) 自立支援教育訓練給付金事業の適正な実施に協力することができるものであること。

イ 教育訓練講座の基準

(ア) 教育訓練講座の内容

母子家庭の母若しくは父子家庭の父の就業の促進又は職業能力の開発及び向上に資する教育訓練であつて、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な教育訓練と認められるものであること。

(イ) 期間及び時間

教育訓練の課程が適切に編成され、当該教育訓練の期間及び時間が当該教育訓練を適正に実施するために通常必要なものと認められるものであること。

(ウ) 指導者

当該講座について、適切に指導することができる指導者を有すると認められること。

(エ) 教材

当該講座の教材が当該講座の内容に照らし、適正であること。

(オ) 費用

当該教育訓練に係る入学料及び受講料の合計額が20,002円以上であり、当該教育訓練に係る受講料その他受講者の納入すべき費用が当該講座を運営するため必要な範囲内で合理的に算定した額であること。

(カ) 情報公開

受講希望者に対し、当該講座に係る教育訓練目標、内容、修了認定基準等を明示していること。

6 対象経費

(1) 対象経費

要綱第4条第1号に掲げる費用（以下「訓練給付金」という。）の対象経費は、次のとおりとする。

教育訓練施設の長が証明する教育訓練施設に対して支払われた入学料（対象教育訓練の受講の開始に際し、当該教育訓練施設に納付する入学料又は登録料をいう。）及び受講料（受講に際して支払った受講費、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費を含む。）をいう。）並びにこれらの経費に係る消費税額

(2) 対象外経費

訓練給付金の算定に当たって、次に掲げる経費は、対象としない。

ア 教育訓練に係るもの以外の検定試験の受講料

イ 受講に当たって必ずしも必要とされない補助教材費

ウ 教育訓練の補講費

エ 教育訓練施設が実施する各種行事参加に係る経費

オ 学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用

カ 受講のための交通費及びパソコン、ワープロ等の器財の購入に要する費用

キ クレジット会社に対して支払う分割支払手数料（金利）

ク 交付申請時点で教育訓練施設に対して未払となっている入学料及び受講料

7 対象講座指定前の事前相談の実施

受給要件の審査に際しては、事前に受講を希望する母子家庭の母又は父子家庭の父からの相談に応じるとともに、受給要件について把握しておく。

事前相談においては、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の希望職種、職業生活の展望等を聴取するとともに、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の職業経験、技能、取得資格等を的確に把握し、当該教育訓練を受講することにより、自立が効果的に図られると認められる場合にのみ、受講対象とする等受講の必要性について十分把握する。

また、受講開始から受講修了までの間に、当該母子家庭の母又は父子家庭の父に必要な生活支援、就業支援等のメニューを適切に組み合わせて支援できるよう、寄り添い型の支援を行う。

当該母子家庭の母又は父子家庭の父が受講開始時に入学金や受講料を支払うことが困難である場合には、母子父子寡婦福祉資金貸付金の技能習得資金等を紹介する。

8 受給要件の審査、対象講座の指定等に関する手続

（１）受給要件の審査及び対象講座の指定

訓練給付金を受けようとする者は、自らが受講しようとする講座について別記第１号様式による高知県ひとり親家庭自立支援事業費補助金（自立支援教育訓練給付金）受講対象講座指定申請書（以下「対象講座指定申請書」という。）に必要書類を添えて受講開始日以前に知事に提出し、受講開始前にあらかじめ、教育訓練講座の指定を受けなければならない。

（２）指定申請時の審査

知事は、対象講座指定申請書を受理した場合、受給要件の審査を行い、速やかに、対象講座の指定の可否の決定をする。

（３）教育訓練の講座の指定通知

知事は、対象講座の指定を行った場合は、遅滞なく、その旨を当該母子家庭の母又は父子家庭の父に別記第２号様式による高知県ひとり親家庭自立支援事業費補助金（自立支援教育訓練給付金）受講対象講座指定通知書（以下「対象講座指定通知書」という。）により通知する。なお、訓練給付金の支給方法について９の（６）の規定を適用する場合は、その旨を通知する。

（４）対象講座指定申請書の添付書類

対象講座の指定申請には、次に掲げる書類等を添付しなければならないこと。ただし、公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含む。以下同じ。）によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

ア 当該母子家庭の母若しくは父子家庭の父及びその児童の戸籍謄本又は戸籍抄本及び世帯全員の住民票の写し

イ 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

（５）受給要件の審査に係る留意事項

ア 過去に自立支援教育訓練給付金を受給している者の取扱いについて

訓練給付金は、原則として、過去に給付を受けた者には交付しないこととするため、受給要件の審査にあたっては、過去の受給の有無について確認する。

イ 類似制度による支援を受けている者の取扱いについて

過去に教育訓練給付金を受給した者、要綱第４条第２号に掲げる訓練促進給付金又は修了支援

給付金を受給した者、求職者支援制度による職業訓練受講給付金を受給した者についても、こうした他制度における受給状況を十分聴取して、本事業の利用が資格取得又は適職への就職に真に結びつくと思えられる場合は、交付することができる。他制度における受給状況を聴取し、参考として受給要件の審査をする。

ウ 教育訓練給付金の受給資格の確認について

訓練給付金の交付を受けようとする者が希望する講座の受講開始日現在において教育訓練給付金の受給資格の有無が不明な場合、事前相談等で職歴を把握した上でなお確認が必要な場合は、住居所を管轄する公共職業安定所が発行する教育訓練給付金支給要件回答書によって確認する。

(6) 対象講座について

対象講座とする講座の指定については、本人の意向も踏まえつつ、対象とする講座が当該母子家庭の母又は父子家庭の父を適職に就かせる観点から適当であるかも含め審査を行うこととし、必要に応じて講座の変更を助言する等の確な支援を行うものとする。

(7) 受講対象講座の変更について

指定を受けた受講対象講座の内容を変更する場合は、別記第3号様式による自立支援教育訓練給付金受講対象講座変更申請書を受講開始日以前に提出し、承認を受けなければならない。ただし、受講修了予定日のみの変更については、この限りでない。

9 訓練給付金の交付等

(1) 交付の申請

ア 訓練給付金の交付を受けようとする者は、対象教育訓練を修了した後に、知事に対して、要綱別記第1号様式による「高知県ひとり親家庭自立支援事業費補助金（自立支援教育訓練給付金）交付申請書（兼実績報告書）」（以下「交付申請書（兼実績報告書）」という。）に必要書類を添付して、提出すること。

イ 交付申請書兼実績報告書を提出した後、申請書の内容を変更しようとするときは、要綱別記第4号様式による高知県ひとり親家庭自立支援事業費補助金変更承認申請書に必要書類を添付して、提出すること。

ウ 知事は、交付申請及び変更申請を受けた場合は、当該母子家庭の母又は父子家庭の父が交付要件に該当しているかを調査し、速やかに交付の可否を決定し、この決定を行ったときは、遅滞なくその旨を当該母子家庭の母又は父子家庭の父に対して要綱別記第5号様式による高知県ひとり親家庭自立支援事業費補助金（自立支援教育訓練給付金）交付（変更）決定通知書により通知しなければならない。

(2) 交付の申請の期限

交付申請は、受講修了日（特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、当該給付金の支給額が確定した日）から起算して30日を経過した日又は受講修了日の属する年度の翌年度の4月15日（必着）のいずれか早い期日までに行わなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(3) 交付申請書（兼実績報告書）添付書類等

交付申請書（兼実績報告書）の提出に際しては、次に掲げる書類を添付しなければならないこと。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができ、所得に関する書類については、証明すべき対象となる所得が対象講座指定時と同じである場合は、これを省略させることができる。

ア 当該母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童の戸籍謄本又は戸籍抄本及び世帯全員の住民

票の写し

イ 母子・父子自立支援プログラムの写し等、自立に向けた支援を受けていることを証する書類（令和6年8月29日までに教育訓練講座の指定を受けたものを除く。）

ウ 受講対象講座指定通知書の写し

エ 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書又は受講者の教育訓練の修了に必要な実績及び目標を達成していることを証明する受講証明書（9の（6）によって支給する場合に限る。）

オ 教育訓練施設の長が受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書

カ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）による教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類（教育訓練給付金支給・不支給決定通知書）

（4）申請及び通知の経由

要綱別記第1号様式、別記第4号様式、別記第5号様式、別記第9号様式及び別記第10号様式による申請、通知等は、福祉保健所の長を経由して行わなければならない。

（5）訓練給付金の支給の審査に係る留意事項

受講開始前に教育訓練講座の指定を受けることを原則とするが、指定を受けていない者のうち、受講開始前に受講対象講座指定申請書を提出できない真にやむを得ない事由があり、かつ、受給要件を満たし、受講した教育訓練講座が適職に就く観点から適当と認められる場合には、本要領8に関わらず、教育訓練講座の指定を受けたものとみなすことができる。

（6）交付方法の特例（要綱第5条第1号イに規定する経費に対する交付に限る。）

訓練給付金の交付について、支給単位期間（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第101条の2の12第4項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）ごとの交付を決定することができる。この場合において、あらかじめ受講対象講座を実施する教育訓練施設に対し、受講証明書（同令第101条の2の4第3号に規定する受講証明書をいう。以下同じ。）の発行が可能であることを確認するなど、関係機関と連絡調整した上で、その交付方法を決定する。

10 訓練給付金の追加交付等

（1）交付申請

ア 訓練給付金の追加交付を受けようとする者は、対象教育訓練を修了し当該教育訓練に係る資格を取得し、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した後に、知事に対して、要綱別記第12号様式「高知県ひとり親家庭自立支援事業費補助金（自立支援教育訓練給付金）交付申請書（追加交付用）」（以下「交付申請書（追加交付用）」という。）を提出すること。

イ 知事は、交付申請を受けた場合、当該母子家庭の母又は父子家庭の父が交付要件に該当しているかを調査し、速やかに交付の可否を決定する。

ウ 知事は、イの決定を行ったときは、遅滞なくその旨を当該母子家庭の母又は父子家庭の父に通知する。なお、交付決定を行った場合には、交付額を算定し、併せてこれを本人に通知する。

（2）交付申請の期限

交付申請書（追加交付用）の提出は、対象教育訓練を修了し、当該教育訓練に係る資格を取得し、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した日から起算して30日以内に行わなければならない。なお、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りでない。

（3）交付申請書の添付書類等

交付申請書（追加交付用）の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略して差し支えない。

- ア 当該母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
- イ 母子・父子自立支援プログラムの写し等自立に向けた支援を受けていることを証する書類（令和 6 年 8 月 29 日までに教育訓練講座の指定を受けたものを除く。）
- ウ 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書
- エ 教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書
- オ 教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」
- カ 当該母子家庭の母又は父子家庭の父が資格の取得をしたことを証する書類

1 1 経過措置

- (1) 平成 29 年 4 月 1 日より新たに訓練給付金の対象となった者についても、受講開始前にあらかじめ、受講対象講座指定申請書を提出し、教育訓練講座の指定を受ける必要がある。雇用保険法第 60 条の 2 第 4 項の規定により一般教育訓練に係る教育訓練給付金の受給資格者で、かつ平成 29 年 4 月 1 日以後に訓練給付金の対象となった者のうち、教育訓練講座の指定を受けていない者は、すみやかに対象講座の指定を受けるものとする。
- (2) 令和 3 年 7 月以前分の訓練給付金に係る受講対象講座指定申請及び支給申請に際して、当該母子家庭の母又は父子家庭の父が、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 381 号）による改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和 39 年政令第 224 号）において寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用者（平成 29 年所得から令和元年所得において地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 23 条第 1 項第 11 号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第 2 号に規定する所得割をいう。）の納税義務者（同項第 13 号に規定する合計所得金額が 125 万円を超える者に限る。）及び同項第 12 号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同法第 34 条第 1 項第 8 号に規定する控除を受ける者をいう。）であったときは、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の子の戸籍謄本及び当該母子家庭の母又は父子家庭の父と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付するものとする。

附則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成 27 年 5 月 28 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要領は、令和 10 年 5 月 31 日限りでその効力を失う。

附則

（施行期日）

この要領は、平成 28 年 5 月 24 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成 29 年 4 月 20 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成 30 年 5 月 24 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成 30 年 10 月 1 日から施行し、同年 8 月 1 日から適用する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和元年 6 月 13 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和 2 年 5 月 28 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和 4 年 5 月 18 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和 6 年 5 月 7 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和 6 年 10 月 2 日から施行し、同年 8 月 30 日から適用する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和 7 年 3 月 27 日から施行し、令和 6 年 10 月 1 日から適用する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和7年7月29日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和8年8月6日から施行し、同年4月1日から適用する。